

区政会議におけるご意見への対応方針

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた運営方針に関する主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

なお、局所管事業等、区役所の所管外となるご意見については記載していませんが、いただいたご意見は所管部局へ伝達し、その旨を意見をいただいた委員に伝えています。

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
1	R3.3.10	第2回コミュニティカ向上部会	奥委員	【市民活動の理解促進の評価指標について】 アンケートの質問の文言を変えると、毎年の数値を比較できなくなる。 3-1-1の②の目標のように、同じ質問内容で数値目標を設定しているのであれば意味があると思う。3-1-1の①の目標について、今年の「地域活動について必要性を感じている割合」の数値がほぼ100%になってしまっているのであれば、今後、それを目標に設定することはできないのではないか。HPやSNSでの、地域活動にかかる情報発信の手段、回数についての評価を聞いていくのがいいと思う。	頂いたご意見を踏まえて、「身近な地域活動の情報を、様々な広報媒体（広報誌「よどマガ！」・区役所HP・SNS・地域広報紙・掲示板等）により知った」という設問を区民アンケートにて設定し、50%以上の割合を得ることを評価指標としました。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・まちづくり担当
2	R3.3.10	第2回コミュニティカ向上部会	光在委員	【市民活動の理解促進の評価指標について】 地域活動に関心を持っていない人に、いきなり地域活動協議会を知っているかを聞いても受け付けてくれないと思う。まず、「地域活動に関心をもっているか」を聞いて、そこから地域活動について細かく聞いていく方がアンケートに答えてくれるのではないか。最終的には、いろいろな人に関心を持ってもらえるようになればいい。	頂いたご意見を踏まえて、いきなり地域活動協議会を知っているかを聞くのではなく、地域活動についての記載を盛り込みながら、市民活動の理解促進につながるように区民アンケートの設問について工夫を凝らしていきます。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・まちづくり担当
3	R3.3.10	第2回コミュニティカ向上部会	福岡委員	【市民活動の理解促進の評価指標について】 アンケートを通じて、地域活動協議会がどういう活動をしているのかを知っていただくことがとてもいいと思う。知らない人が多すぎるから、「地域活動協議会を知っているか」を聞くことは必要である。 アンケートの回答者に、地域活動協議会の実態を理解してもらうために、アンケートの中で地域活動協議会が行っている行事・活動を紹介して、地域活動協議会の認知度を聞いてほしい。また、どう手段（よどマガ、掲示板等）で地域活動協議会を知ったかを聞いてほしい。 地域活動協議会を知っている割合の目標数値は、今年度よりも上げるべきだと思う。	頂いたご意見を踏まえて、いきなり地域活動協議会を知っているかを聞くのではなく、地域活動についての記載を盛り込みながら、市民活動の理解促進につながるように区民アンケートの設問について工夫を凝らしていきます。地域活動協議会を知った手段についても、区民アンケートを活用し、把握するよう致します。 また、地域活動協議会を知っている割合の目標数値は、令和2年度よりも高く設定します。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・まちづくり担当
4	R3.3.10	第2回コミュニティカ向上部会	杉本委員	【窓口サービスの向上について】 窓口の並び方が変わったり、待ち時間も大分短縮されて以前より大分良くなったと思うが、庁舎に入ったところが雑然としていて、どこに行ったらいいかがわかりにくいところはある。 案内の職員が親切に声をかけてくれるのでとてもいいと思っているが、星が1つというのがよくわからない。 役所で30分以上待たされると評価が低くなるのではないか。時間をもう少し短縮すれば評価が上がってくるのではないかと思う。	庁舎出入口が雑然としてわかりにくいところのご指摘については、接遇研修の事業者の意見も聞きながら、わかりやすい案内表示となるよう検討を進めます。 令和2年度以降は、マイナンバーに関連する手続きが1階窓口の混雑にさらに拍車をかけている状況です。受付窓口を増やすなど、混雑解消に向け試行錯誤しているところです。例えば、令和3年4月から住民票写し等、各種証明書発行申請窓口についても発券機対応にするとともに、マイナンバーカード専用窓口を設け、またスマホ等で窓口の混雑状況がわかるようにする等、工夫しながら改善を図っています。 ※会議後に回答を補足しています	総務課

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
5	R3.3.10	第2回安全・安心なまち部会	増田委員	【備蓄率向上について】 自助の取組について、自宅で飲料水や食料などを3日以上備蓄してもらうために、動画配信や情報発信を行うとなっているが、区役所が具体的にスーパーやコンビニなどの店舗と協定を結んで、水や缶詰の販売コーナーにチラシを置いたり、レシートに啓発文を掲載したりすることは行政として難しいのか。	一企業と協定を結ぶことは難しいですが、区の広報誌やホームページなどの媒体を用いた区民への啓発を行うとともに、商店会などの団体に対しても働きかけを行うなど、具体的な協力を行っていただける企業・店舗の発掘に努めていきたいと考えております。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・防災担当
6	R3.3.10	第2回安全・安心なまち部会	田中委員	【備蓄率向上について】 飲料水や食料などを備蓄するうえにおいて、個人としてどのようなものを揃えておけばよいかや、賞味期限の到来を知らせるような発信をしてもあれば、備蓄がしやすくなると思う。	備蓄物資について、個人として揃えておくものは、各家庭にお配りしている「市民防災マニュアル」などにリストとして掲げておりますので、ご参照いただきたいと思います。 備蓄物の賞味期限のお知らせなどの発信については、毎年の防災の日などに、備蓄の入れ替えについても注意喚起するなど、啓発に努めてまいります。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・防災担当
7	R3.3.10	第2回安全・安心なまち部会	増田委員	【備蓄率向上について】 区役所が必要なものを揃えて区民に販売し、例えば一年後に、購入した人全員に買換えを促すような通知をするようなことをしてはどうか。	住民の居住状況、生活形態が千差万別であるため、特定の商品の販売は難しいことから、「市民防災マニュアル」などにリストとして掲げております備蓄物資のモデルの広報周知に努めたいと考えます。また、毎年防災の日などを節目に備蓄物資の点検や買い替えを促すなど、よりわかりやすい身近に感じられる広報周知に努めます。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・防災担当
8	R3.3.10	第2回安全・安心なまち部会	永野委員	【備蓄率向上について】 住んでいるマンションの管理組合で、各家庭に水と携帯トイレを配ろうとしたら、住民から置き場所がないという意見が出たことがあった。4人家族ともなれば、区役所の言う3日分の備蓄は相当の量になるので、場所の確保が大変である。また、マンションが増加しているなか、個人に呼びかけるより、管理組合や管理会社に備蓄を啓発するように依頼した方が効率的ではないか。	マンション事業者や管理組合への個別の働きかけは難しいですが、備蓄の積極的な取り組みを実施している集合住宅の先進事例を広報媒体を使用して紹介するなどの手法により周知を図り、住民のみならずマンション事業者等への啓発を行っていきたいと考えております。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・防災担当
9	R3.3.10	第2回安全・安心なまち部会	中本委員	【若年層への防災啓発について】 若年層向け啓発動画による情報発信はしているのか。若年層は地域の防災訓練への参加率が低いので、それらを利用してほしいと思っている。	コロナ禍における避難所開設についてわかりやすくポイントを解説した、訓練のシミュレーション動画を作成しました。また、淀川区の住みます芸人「職人」（当時）出演の3種類の動画（ローリングストック、家具の固定、津波避難ビル）も作成しました。これらはTwitter、YouTube、区の動画チャンネルで配信しています。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・防災担当
10	R3.3.10	第2回安全・安心なまち部会	田中委員 増田委員	【地域における見守り支援体制の要援護者名簿について】 要援護者支援の名簿は、地域のどこまでの人が見覧できるのか。名簿はコピーができないので、閲覧しただけですべての要援護者の情報を覚えることができない。閲覧のルールをもう少し柔軟にして、必要なところに情報が届くようにした方がいいのではないか。 ちょっとしたおせっかいができる担い手を増やすということは、名簿の閲覧制限を外していくと考えていいのか。	要援護者名簿につきましては、毎年、各地域から管理責任者とリスト管理者をご報告いただき、地域での管理・保管をお願いしています。報告いただいた方以外の団体構成員が名簿を閲覧することは可能ですが、名簿の複写（コピー）は禁止しています。名簿は各地域の民生委員長にお渡ししていますが、名簿提供を希望される民生委員にもお渡しさせていただく方向で、現在、各地域のご意向をお伺いしているところです。地域での日々のあいさつや声かけなどの「ちょっとした親切（おせっかい）」を積み重ねていくことが大切であることから、淀川区地域福祉推進ビジョンの周知を図り、おせっかいが実践できる担い手を増やすことでおせっかいの輪を広げていく必要があると考えています。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・保健福祉担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
11	R3.3.10	第2回教育・子育て部会	中道委員	【小学生補習充実について】 小学生補習充実事業について、対象は17校中12校ということであるが、17校全部で取り組めないのか。	全17校で実施できるよう進めてまいります。しかしながら、対象校を増やすためには指導員を増員する必要がありますが、その指導員が見つからないのが現状です。学校としては曜日や時間を指定して実施したいと考えていますが、その日時に継続して協力いただける地域の方とのマッチングが困難な状況です。区としてはこの事業内容の説明などより丁寧に行ってまいります。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
12	R3.3.10	第2回教育・子育て部会	米田委員	【小学生補習充実について】 小学生補習充実事業について、学校によって実施している内容が違っているように思われるが、そのことはどう考えているのか。	参加している児童は、積極的に学びたいと思っている児童や、宿題をしたいと考えている児童などさまざまであり、内容を統一するのは難しいと考えます。学校によって実施方法は違っていても、まずは机に向かうという習慣を小学生の時期から養っておくことが重要と考えています。	市民協働課・教育支援担当
13	R3.3.10	第2回教育・子育て部会	米田委員	【ヨドジユクの実施場所について】 ヨドジユクについて、以前、実施場所を増やす要望をしていたが、その後どうなったか。また、受講生を増やす努力はどのように行っているか。	現在コロナ禍の影響もあり、受講生が定員の半分程度になっています。受講生が集まらなければ、事業者の応募はなく、事業の継続自体が困難になります。なお、受講生を増やすために、募集記事の「よどマガ！」への掲載や、新一年生へのチラシの配付、春休み中の無料体験入塾なども行っています。さらに、令和3年8月には、受講生募集用のチラシに加えポスターを各中学校に送付し、受講生の募集についての周知を行いました。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
14	R3.3.10	第2回教育・子育て部会	中道委員	【ヨドジユクの実施場所について】 ヨドジユクについて、自宅から遠いから通えないという声も聞く。意欲があるのに近くにないから行けないのは、非常に残念である。	淀川区では、美津島中学校、十三中学校、東三国中学校を会場として実施しています。淀川区域においてそれぞれ西部、中央部、東部に配置されております。各会場における受講生について、定員を満たす応募があれば、実施会場数を拡充する事を検討してまいります。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
15	R3.3.10	第2回教育・子育て部会	中道委員	【子育て支援事業の予算について】 地域子育てサロン助産師巡回相談事業とプレパパ・ママ等ファミリー子育て教室は、コロナ禍で実施しにくい事業だと思うが、令和3年度もこれまでと同じように実施できない状況になった場合、確保した予算はどうなるのか。	プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室は、今年度も緊急事態宣言が出て事業が実施できない時期もあったが、場所や日程を調整して4回実施することができました。大変人気のある事業ですので、令和3年度についても今年度同様に調整を行い、実施していきたいと考えています。助産師巡回相談事業についても、各地域の子育てサロンの開催状況を確認しつつ、場合によっては代替会場を確保しながら、予算どおりの実施をめざします。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
16	R3.3.10	第2回教育・子育て部会	西澤委員	【子育て支援事業のPRについて】 事業全般について言えることだが、実施状況をビデオ撮影したものや、参加者からの意見をまとめたものを活用してPRしてはどうか。地域で皆が一生懸命実施している内容が伝わっていないと思う。	プレパパママ等ファミリー子育て教室におきましては、令和2年度は申込件数が多く、先着順の参加にしております。また、助産師巡回事業につきましても、定員を決めて実施している会場が多い状況です。動画撮影をするには、担当スタッフを増員する必要もあり、新型コロナウイルス感染症予防のために現在は、会場内の密を避けることが重要であることから、感染症収束後に検討させていただきます。事業PRについては、今後、参加者の感想や意見も記載するなど、チラシやHPをさらに工夫して広く周知できるように取り組んでまいります。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
17	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	奥委員	【LGBT事業について】 LGBT支援事業の予算について、令和3年度案が令和2年度より増加しています。 人権問題は非常に幅広く、多岐にわたる課題が存在していますが、なぜ、淀川区役所はLGBT支援に特化した取り組みを進めているのでしょうか。 区単独で実施してきたこれまでの取り組みは、LGBTへの理解という前衛的な切込みという役割を担ってきたと思いますが、今やこの問題は全国的に認識される課題になってきていると感じます。 そのような中、淀川区が単独で区の予算を使い事業を継続させていくことについて、検討する時期が来たのではないかと考えます。	淀川区は平成25年9月の「L G B T 支援宣言」以降、職員への研修、LGBT当事者との意見交換、専門電話相談、コミュニティスペース開催、特設HPやSNS・動画での情報発信、教職員向けや医療機関向けといったリーフレットの作成等を行ってまいりました。これらの取り組みが、平成30年7月9日より大阪市としてパートナーシップ宣誓証明制度が開始へと繋がった要因の1つでもあると認識しております。 また令和2年1月より大阪府においてもパートナーシップ制度が開始されましたが、まだ身近な課題として受け入れられている風潮が乏しいため、淀川区は独自取り組みを継続しつつ、区民理解を深めることにより、多様性を受け入れるまちづくりを進めております。 令和3年度については、LGBT等の性的マイノリティにおける複合的支援が必要な方々が、社会福祉、医療や介護、子育て支援において、安心して制度を利用できる機会づくりを目的として、インターネットを活用した動画配信をおこなう予定としており、予算を増額し計上しました。 今後の事業については、予算規模も含め手法等を検討し「あらゆる区民、多様性を受け入れるまち」を実現してまいりたいと考えています。	市民協働課・LGBT担当
18	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	奥委員	【区政会議について】 区政会議で出た意見の中で検討し取り入れた事象をしっかりとまとめて公表し、会議を尊重している姿勢をもっと見せなければ区政会議委員への応募も見込めません。 区政会議など意味がないといわれる方もおられますが、広く委員を募集した上で、透明性の高い会議とすることとし、そこで出た意見が尊重されていることがわかるようにすることで、4-1-2の評価も同時に上がるのではないかと感じます。	区政会議委員のみなさまに、自らの意見がどのような取り扱いになったのかが実感でき、また、会議への参加意義を感じていただけるよう、より一層改善を進めながら、ご意見に対するフィードバックや情報発信を強化していきたいと思っています。	政策企画課
19	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	永野委員	【区政会議について】 やむを得ないとはいえ、運営方針にかなりの時間をとられるのは勿体ない気がします。何か工夫ができないでしょうか。	ご存知のとおり、区政会議は、条例により、運営方針における立案段階及び取組の実績や成果の評価について、委員のみなさまのご意見をおうかがいする会議として定められており、運営方針を取り扱うことは必須となっております。しかしながら、運営方針に関しては、事前にご意見を書面等でいただいたうえで、区役所からも書面で回答を行う等、運営方針の議題に極力時間をかけない工夫を考えていきたいと思っています。また、委員の皆様は、区政会議で取り上げたいテーマをアンケートでおうかがいし、運営方針以外のテーマについて多くのご議論がいただけるよう改善を進めていきます。	政策企画課
20	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	永野委員	【備蓄率向上について】 備蓄について、町内会が機能している古くからの戸建て地区と、マンション密集地とでは状況が違い、マンションでも、ファミリータイプとワンルームでまた違います。同じパターンのアプローチでは難しいと感じます。 例えば家族4人で水7日分を備蓄すると大変な量になり、家庭がこれだけの用意をするとは期待できません。「防災マンション」や避難ビルや町内会での備蓄など、備蓄の拠点を作るのは必要だと思います。	食料品については、特別なものを備蓄するのではなく、普段使いの日持ちの良いものをストックし、順番に使用し、使用したものを購入することで、ストック場所含め負担なく備蓄できる手法（ローリングストック）をお勧めしています。 また、独自に備蓄している地域やマンションがあります。こうした取り組みに対する支援の方法を検討してまいります。	市民協働課・防災担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
21	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	永野委員	【防災対策への女性参画について】 防災会議など、対策組織に女性はどれくらいいるのでしょうか？ 過去の災害時の避難所で女性から出た様々な要望が採り入れられるよう、女性リーダーの育成も必要です。	淀川区では、地域防災リーダーが各地区合計で410人、ご活躍いただいています。そのうち81人が女性です（19.7%、令和3年3月31日現在）。 連合振興町会へ新たな地域防災リーダーの選任依頼を行う際に、男女共同参画・女性活躍の観点から女性の積極的な選任をお願いしているところです。	市民協働課・防災担当
22	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	永野委員	【子ども未来輝き事業について】 今回一番ショックだったのは、「子ども未来輝き事業」の終了です。当初からの予定期間満了ということでしたが、偶然とはいえ、女性や子どもの自殺が急増し生活相談が激増する今です。災害は明日にも起きるかもしれない危機ですが、コロナでの生活困窮は今ここにある危機で、しかもコロナが収束しても影響は長く残ります。事業の継続はできなかったのでしょうか。この予算で新たな事業はできませんでしょうか。	この事業は、貧困対策事業として、生活困窮家庭の小中学生に対して無料での学習支援などを平成27年度より実施して参りました。事業実施以降、小中学生の学習支援などについては様々な取り組みが進んでおり、本事業と他事業とで内容も重複している状況にあります。 また、「高校を中途退学した」「進路が決まらないままに卒業した」という子どもを含めた若者世代への支援として、経済的自立に向けた直接的な支援に取り組むことが重要であると考えています。 以上の様な状況や「施策の選択と集中という視点」を考慮し、「子ども未来輝き事業」については令和2年度で終了し、若者世代をはじめとした生活困窮世帯の経済的な自立に向けた支援に注力して参ります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮されている方につきましては、自立支援相談窓口にて様々な制度のご説明や支援を行っています。	保健福祉課・保健福祉担当
23	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	米山委員	【防災対策について】 気象庁は南海トラフの新たな防災制度として「臨時情報」の運用を開始している。「注意」と「警戒」の2種類があり、「注意」は震源域付近で地殻変動やマグニチュード7級の地震が起きた場合に出されるもので、日頃からの備えを促すだけで避難は求めない。 一方、広大な震源域の東西どちらかで岩盤が割れ、マグニチュード8級の巨大地震が発生した場合は「警戒」情報が出る。震源域の半割れと呼ぶケースで残り半分の地域でも連動して巨大地震が起きる可能性が高いため、津波が起きる前（1週間前）に避難するように求めるもので、避難するかどうかは自治体が決めることとある。 避難を促す対象者の範囲、避難場所の確保や運営スタッフ確保等、悩ましい課題と思います。広く意見を募集してはいかがでしょうか。	各地域で定期的に行っている防災訓練・避難所開設訓練等においては、打合せ段階から、区役所、消防署、危機管理室（アドバイザー）が、地域の皆さんに協力しながら各地域の課題について検討しています。 またそれぞれの訓練において、アンケートを取るなど、訓練成果を検証し、効果的な訓練へのアップデートにつなげています。 今後は、地域防災リーダー隊長会議等においても意見交換の場を持つなど、さまざまな意見を反映しながら、効果的な災害時への備えを図ってまいります。	市民協働課・防災担当
24	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	中井委員	【防災対策での企業との連携について】 会議の中で、災害発生時における、企業からの具体的な援助の話がありました。今後、どの地域も民間企業との連携、援助の取組が必要と思います。	災害時協力事業所の取組について、新型コロナ禍等の動きもあり積極的な取組が必要だと考えます。その先には協力事業所間の連携や協力事業所への情報提供等が課題となるので、企業・事業所へのさらなる周知を図ってまいります。 新大阪駅前帰宅困難者対策事業においても企業等との連携や取組の拡充に努めてまいります。	市民協働課・防災担当
25	R3.3.10	第3回全体会議 (事後意見)	中井委員	【窓口サービスの向上について】 区役所の窓口サービス対応については、個人的には良好だと思いますが、民間事業者の覆面調査員による評価において、何が不足しているのか具体的な中身を把握することが必要です。	窓口サービスの向上を図るため、覆面調査員による評価内容を項目ごとに検証してきたところ、窓口によって3.2から3.9とばらつきがあることがわかりました(星1つ☆の格付け基準3.0～3.4)。具体の調査項目の中で、挨拶や話し方についての評価が低いという結果も出ていますので、これらの対策に向けて研修等を実施していく予定です。	総務課